

令和6年10月  
藤沢市農業委員会総会

日時：令和6年10月25日（金）

午後2時36分～午後3時17分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和6年10月25日（金）本庁舎5階5－1会議室・  
5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

2番	小林正幸	14番	加藤登
3番	永野良徳	15番	伊澤忠治
5番	西山弘行	16番	井出茂康
6番	関根栄一	17番	漆原豊彦
7番	齋藤義治	19番	宮治政彦
8番	井上哲夫	20番	安藤康彦
9番	上田洋子	21番	佐藤智哉
10番	吉川誠	23番	平川勝昌
11番	飯田芳一	24番	神崎享子
13番	吉原豊		

欠席委員は、次のとおり

1番	落合喜治	4番	田代恵美子
12番	三上健一	18番	北村利夫
22番	澤野孝行	25番	砂川耕介

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	幸田	主幹	坂間
主査	森	主任	松下

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 4 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 4 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 4 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 4 4 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 日程第 5 議案第 4 5 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 日程第 6 議案第 4 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について
- 日程第 7 議案第 4 7 号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 8 議案第 4 8 号 藤沢市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
- 日程第 9 報告第 1 4 号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 1 0 報告第 1 5 号 藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について

開会 午後2時36分

事務局（幸田事務局長） 大変お待たせをいたしました。定刻を過ぎておりますけれども、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

それでは、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者は、現在19名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今月は、皆様に農地パトロールのお願いをしております。今回から、タブレットを利用していますが、便利なところや不便なところ、いろいろあるかと思っておりますので、いろいろな意見をお願いしたいと思います。

また、これは近い将来でございますが、このタブレットを、総会において使用していくということも、前向きに考えているようでございますので、よろしくをお願いいたします。

それと、毎月、農業会議所で常設会議というものが開かれておりまして、各市町村の会長さんや農業団体の会長さんと、いろいろ話をする機会が多くなりまして、そのときに感じることは、市町村によって、農業に対する考え方が随分違うということ、最近よく感じます。

一例を申し上げますと、ある市町村では、農機具を買うと、半額が補助される。例えば500万円のトラクターを買うとなると、250万円を市で補助してくれる。そういう市町村も、この近隣にあります。

また、最近は大雨の被害が出ておりまして、小田原ですとか秦野のほうで、かなり被害が出ておりますけれども、その復旧作業に対して、補正予算を組んで、かなり出ているということも聞いております。

藤沢市の場合は、農業に対して予算はなかなかついておりませんが、これからも、農業に対して、もう少し予算が欲しいなということは感じております。

それで、先ほど言った農機具を半額補助の市町村では、年間約8,000万

円の補助を使っているそうです。今年8,000万円、来年度もやるそうです、来年度も8,000万円。ですから、農家の負担がかなり軽くなっているのではないかということは感じております。

また現在、衆議院議員の選挙が行われておりますが、各候補者、いろいろなことを言っておりますけれども、国会議員を初め地方議員は、我々が出した税金をどのように使うか、その権限を持っております。ですから、これからこの税金を、どういう議員がどういうふうにするか、よく見極めて一票を投じていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから10月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（幸田事務局長） 齋藤会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（松下主任） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、5番の西山弘行委員と、9番の上田洋子委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

なお、本議案、番号1については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。



議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第41号、番号1について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第41号、番号1について、許可することに決定をいたします。

退室している委員の入室をお願いいたします。

（対象委員 入室）

続きまして、番号2について、事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） 続きまして、地区、六会・長後。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、1人。所有面積、0a。耕作面積、136a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、石川の2筆。地目、田現況畑。地積、2筆合計1,007㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号2について意見を求めます。

20番、安藤委員。

20番（安藤康彦委員） 資料は、3ページをお開きください。

本件の申請地は、藤沢市消防防災訓練センターから南に約50mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談をいたしました。

譲受人は、葛原で露地野菜などの生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地につきましては、ブロッコリーなどを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。





3番、永野委員。

3番（永野良徳委員） 資料は、5ページをお開きください。

申請地につきましては、市道遠藤・宮原線にある「榎戸」交差点から南東に約100mの土地になります。

本件は、本申請地近隣の申請者世帯耕作地にてイチゴ狩り及びトウモロコシ狩り事業を計画しており、来客用駐車場が必要であるため、一時転用するものであります。

農地の区分は、農振農用地で、本来、農地転用できませんが、駐車場としての一時転用申請で、事業計画地の隣接地であり、他の土地での代替可能性がないため、農地に戻すことを前提に、例外的に許可できる案件となります。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことについては、市農業水産課に確認済です。

申請地の一筆は、北側が道路、西側が水路、その他は畑で、他の筆は、南側が道路、西側が水路、その他は畑になっております。

敷地内は、ウッドチップを敷き、転圧し、雨水は、自然浸透処理とします。

期間は、許可日から令和7年9月14日までになります。

地区協においては、申請者の世帯員と面談し、周辺の農地に十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

神崎委員。

24番（神崎享子委員） 私は、この申請に対する異議とかでは全くないのですが、近年、農業をするに当たって、いろいろな法律ができた時期というのは、多分昔だから、トラックなどもせいぜい1軒に1台とか、それぐらいでできていて、駐車場を無理に確保しようと思わなくてもよかったかもしれないのですが、今は、家族それぞれで3台、それにボランティアさんやバイトの方が車で来たりした場合に、都市化されたところでは、簡単にそこら辺に止めておくわけにはいかないのです、私、思ったのは、こういう仮設駐車場のようなことをしなくて

も、ウッドチップ敷きでハウスのところでできるようにしてほしいなど、私だけでなく皆さんも思っているのではないのでしょうか。皆さん、どうでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 森 主査。

事務局（森 主査） 今の御意見についてですけれども、農地法上、農業用倉庫と同様に、2 a（200㎡）の規模までは、必要性があるということであれば、駐車場も認められております。

24番（神崎享子委員） 200㎡というのは、大体何台ぐらい置けるのでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 10台ぐらいじゃないのかな。

事務局（森 主査） そうですね、10台ぐらい、いや応なしに10台OKということではなくて、そこを耕作する方が所有している台数だったり、最低限になるのですが、最大でも2 aであれば許可は不要です。農地ということで、農地法上、手続き不要で駐車場は設けられる形になっております。

24番（神崎享子委員） 分かりました。

議長（齋藤義治委員） 農地法という法律は、非常に古い法律なので、最近の情勢にはなかなかマッチしないというのが現状です。それで、農業自体がどんどん変わってきていますので、例えば駐車場ですとかトイレですとか、もしシャワーがあれば、そういうところだとか、いろいろ言っていますが、もともとの農地法自体で規制をされているため、なかなかできないのが現状ですね。

例えば農業委員大会ですとか、神奈川県に要望するとか、そういうときにどんどん発信をしていただきたいと思います。そうしないと、ここで言ってもなかなか現実化しないんですよ。ですから、そういう意見をどんどん出していただいて、困っているんだということを発信していただきたいと思います。

24番（神崎享子委員） 3台、5台ぐらいの規模だったら、別に申請しなくても大丈夫ですよと言われたら、それで終わりなので、でも、実際問題として、何かすごい後ろめたい気持ちで土を固めているんですけどもね、大丈夫なんですか。

事務局（森 主査） 今、お話しさせていただいたとおり法律上は200㎡になるんで



目、畑。地積、3筆合計1,308㎡。内容、使用貸借権設定。転用目的、貸車両置場。農用地区域除外日、平成2年3月31日。農地種別、第1種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、漆原委員。

17番（漆原豊彦委員） 資料は7ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「東小谷」交差点から北西に約200mの土地になります。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタール以上広がっており、「第1種農地」となります。第1種農地は、本来、農地転用の許可はできませんが、隣接する既存施設の敷地の2分の1未満の拡張のため、例外的に許可をすることができるものです。

土地所有者である申請者は、使用者から申請地の賃借の要望を受け、自ら車両置場に造成し、賃貸するものです。

使用者は自動車物流業を営んでおり、現在、市内にある複数の車両置場に駐車していますが、輸出事業が好調であり、車両生産量の増加に伴い、車両置場を拡張する必要があることから、適地を探していました。

当該地は、圏央道へのアクセスがよく、現車両置場に隣接しているため、転用の上、敷地の拡張を行うものです。

申請地は南西側が道路、南東側が資材置場、その他が、現在使用している車両置場となっています。

現在使用している車両置場側を除き、コンクリートブロック及びネットフェンスを設置し、土砂等の流出を防ぎます。

また、敷地内は転圧の上、碎石敷きとし、雨水は、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、申請者の代理人と面談し、周辺の道路等に影響がないように十分配慮することなどについて指導しました。

以上でございます。





――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第44号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第44号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、議案第45号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下主任。

事務局（松下主任） 地区、藤嶋・村岡・明治。番号1。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和6年9月18日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、白旗二丁目の4筆。地目、畑。地積、4筆合計で1,825㎡です。

本申請について、申出人（台帳：基幹240日）に、買取り申出事由の生じた者（台帳：基幹240日）の状況確認を行ったところ、亡くなる前まで畑に出向き作業をしたり、指示を出すなど農業経営に携わっていたとのことでした。

また、申請地を現地調査したところ、野菜等の作付けはされておりました。

以上のことから、買取り申出事由の生じた者が「主たる従事者」であったものと判断いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

――

―― ―――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第45号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第45号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第6、議案第46号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下主任。

事務局（松下主任） それでは、議案の説明の前に、1点、修正をさせていただきたいと思います。議案書8ページですが、御所見・遠藤地区の3番、4番、「利用権の設定を行う者」の耕作面積が12aと36a、それぞれ異なってしまっていて、3番の12aを36aに修正をお願いしたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

番号1は、打戻で10aを耕作する方の更新借受分です。

番号2は、宮原を中心に256aを耕作する方の更新借受分です。

番号3は、獺郷を中心に513aを耕作する方の更新借受分です。

番号4は、獺郷を中心に366aを耕作する方の更新借受分です。

番号5は、宮原で29aを耕作する方の更新借受分です。

番号6は、遠藤で199aを耕作する方の更新借受分です。

番号7は、亀井野を中心に109aを耕作する方の更新借受分です。

番号8は、高倉を中心に64aを耕作する方の更新借受分です。

番号9は、亀井野を中心に97aを耕作する方の更新借受分です。

番号10から番号13は、大庭を中心に118aを耕作する法人の更新借受分及び新規借受分で、新規借受地では、野菜を栽培する予定とのことでした。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。



以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第４６号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第４６号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第７、議案第４７号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下主任。

事務局（松下主任） 番号１及び番号４は、宮原を中心に４４aを耕作する方の新規借受分及び更新借受分で、新規借受地では、野菜を栽培する予定とのことです。

番号２は、葛原で４０aを耕作する方の更新借受分です。

番号３は、葛原を中心に３４３aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を栽培する予定とのことです。

番号５は、遠藤を中心に１２５aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培する予定とのことです。

番号６は、亀井野で７０aを耕作する方の更新借受分です。

番号７は、亀井野を中心に８６aを耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第47号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第47号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、議案第48号「藤沢市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下主任。

事務局（松下主任） それでは、日程第8、議案第48号「藤沢市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を説明させていただきます。

藤沢市農業振興地域整備促進協議会につきましては、農業振興地域整備計画の策定及び変更など、事業の実施、調査を審議するために設置されておりまして、議案書の13ページに規則の抜粋が載せてありますけれども、農業委員から3人の委員を推薦することとなっております。

任期は、令和6年11月1日から2年間となっております。3人ですので、各地区から1名ずつ推薦していただくのがよろしいのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の推薦をお願いしたいと思いますが、各地区からの推薦をいただく形でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声多数

それでは、地域ごとに推薦者の御報告をお願いしたいと思います。

まず、御所見・遠藤地区から、お願いいたします。

漆原豊彦地区協議会会長 御所見・遠藤地区では、小林正幸委員を推薦いたします。

議長（齋藤義治委員） 次に、六会・長後地区からお願いいたします。

井上哲夫地区協議会副会長 六会・長後地区では、吉原 豊委員にお願いをいたします。

議長（齋藤義治委員） 次に、藤鶴・村岡・明治地区から、お願いいたします。

神崎享子地区協議会副会長 藤鶴・村岡・明治地区では、西山弘行委員を推薦します。

議長（齋藤義治委員） 各地区から御報告がありましたが、それでは、お諮りをいたします。

議案第48号「藤沢市農業振興地域整備促進協議会委員について」は、まず、御所見・遠藤地区、小林正幸委員、続きまして、六会・長後地区、吉原 豊委員、藤鶴・村岡・明治地区は西山弘行委員の3名を推薦することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第48号について、決定をいたします。

次に移ります。

日程第9、報告第14号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下主任。

事務局（松下主任） 番号1、2は、借主の都合により、賃借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —  
— — — — —



議 長 齋 藤 義 治

署名委員 ( 番)

署名委員 ( 番)